

有害鳥獣対策検討会 報告書（概要版）

カラス類対策

被害

繁殖期の営巣に起因する被害

- ・親ガラスによる威嚇・攻撃
- ・鳴き声（威嚇）による騒音
- ・フンによる衛生被害

現状の対応

【威嚇・攻撃がある場合】

- ・巣から落ちているヒナを保護し放獣
- ・公有地に限り巣を撤去

【威嚇・攻撃が無い場合】

- ・ホームページや市報にいがたで情報の提供・啓発

課題

- ・民有地において威嚇・攻撃被害が増加
- ・空き家などの管理者が不明の土地では、営巣対策が取れない。
- ・経済的な負担がかかるため、剪定など対策が取りにくい。

- ・人とカラスの適切な距離を維持するために、撤去の必要がないと判断する基準がない。

今後の対策

○**営巣期間中のカラスの巣対応の拡充**
威嚇・攻撃被害、自治会等から要請がある場合など一定条件を満たす場合に限り、民有地へ拡充

○**テグスによる営巣対策【モデル事業1】**
鳥類からの視認性を低くしたテグスを営巣箇所を設置し、防除効果を検証

○**被害の有無と周辺環境との関係の分析**
・被害の有無と周辺環境の関連性を分析するためチェック項目を作成
・既往の対応簿についての情報の整理・分析

○**街路樹及び民有地の樹木における集団化の防御【モデル事業2】**
集団化に伴う被害がある街路樹や剪定の難しい大きな樹木や保存樹において、ネットを設置して集団化の防御を実施

○**集結地の分散【モデル事業3】**
ミヤマガラスの一時集結を、ディストレスコール及びグリーンレーザーを用いて分散させることが可能か検証

○**「カラス追払いグッズ」の効果の検証【モデル事業4】**
対策を行っているが、ごみの散乱などの衛生被害が起こるごみステーションにおいてグッズによる省スペースでの対策が有効か検証

集団化に起因する被害

- ・ねぐら化した街路樹周辺での騒音被害や衛生被害
- ・一時集結地での衛生被害
- ・大群への不気味感

・集団化に起因する被害には有効な対策がなく、ホームページで啓発するのみ

・調査で集結する時間と場所は特定できるものの、「集中的な対策」がない。

ごみステーションにおける被害

- ・ごみを漁り散乱させることによる衛生被害

・ごみ集積場設置等補助金により、ボックス型や折りたたみ型のごみステーションの設置を推進

・立地上ごみステーションの設置ができない場所では、ネット等で対策を行っているがボックス型に比べ効果が薄い。

ハクビシン等対策

被害

生活環境被害

- ・住宅内でのフン尿や騒音による生活環境被害
- ・住宅外において溜めフンや食害

現状の対応

【住宅内で生活環境被害がある場合】

- ・「タヌキ・ハクビシン捕獲等業務」制度により捕獲を実施

【住宅内で被害がない場合】

- ・忌避剤の散布や侵入されそうな場所の修繕等、自衛策を紹介

課題

- ・捕獲制度を活用したが捕獲できなかった場合、期間の延長等は市民の実費
- ・再度被害を受けた場合は、自衛策や業者を紹介するしかなく解決に至らない。

- ・被害や対策などの周知不足や市民の関心が低いことから、対策をとらずに被害を受ける。

今後の対策

○**「タヌキ・ハクビシン捕獲等業務」制度の拡充**
「タヌキ・ハクビシン捕獲等業務」制度の1週間で捕獲できない場合に、わなの設置期間を最長2週間に延長

○**はこわな貸出制度**
業者派遣制度では解決に至らないハクビシン被害に対応し、自己防衛を支援

○**情報の集積及び分析**
業者派遣時や相談から周囲の状況を分析することで、被害の起きやすい環境を把握し、啓発内容に反映

○**農協等への情報提供**
市内のハクビシン被害の分布や農業被害対策について、各区の農業振興協議会等を通じて農協等へ情報提供を実施

○**啓発内容の充実**
これまでに蓄積してきた情報から、市内のハクビシンの出没状況や家庭でも行える防除方法を市報にいがた等で公開

農作物被害

- ・被害はあるものの、具体的な被害情報が不足している。

・効果的な対策を行うためのハクビシンの生態等の情報の提供不足

・ハクビシンによる農業被害は、拡大してから被害を抑えることは困難なことから、早期の対策が必要

錯誤捕獲

- ・無許可でハクビシンを捕獲し、処分を求める場合がある。

・捕獲した市民に対し、鳥獣保護法の恐れがあることを嚴重注意したうえで、ハクビシンを引き取り処分

・ホームページでの啓発

・対策を取らずに錯誤捕獲を繰り返す案件がある。

・ハクビシン被害や鳥獣に係る法律等の周知が必要